

ご存じですか？

市・県民税の公的年金からの特別徴収制度

65歳以上の公的年金受給者の年金所得にかかる市・県民税は、公的年金の支払者（特別徴収義務者）が公的年金受給者への年金支払時に、その受給者の年金から差し引いて市へ納入することになっています。これを「公的年金からの特別徴収制度」といいます。

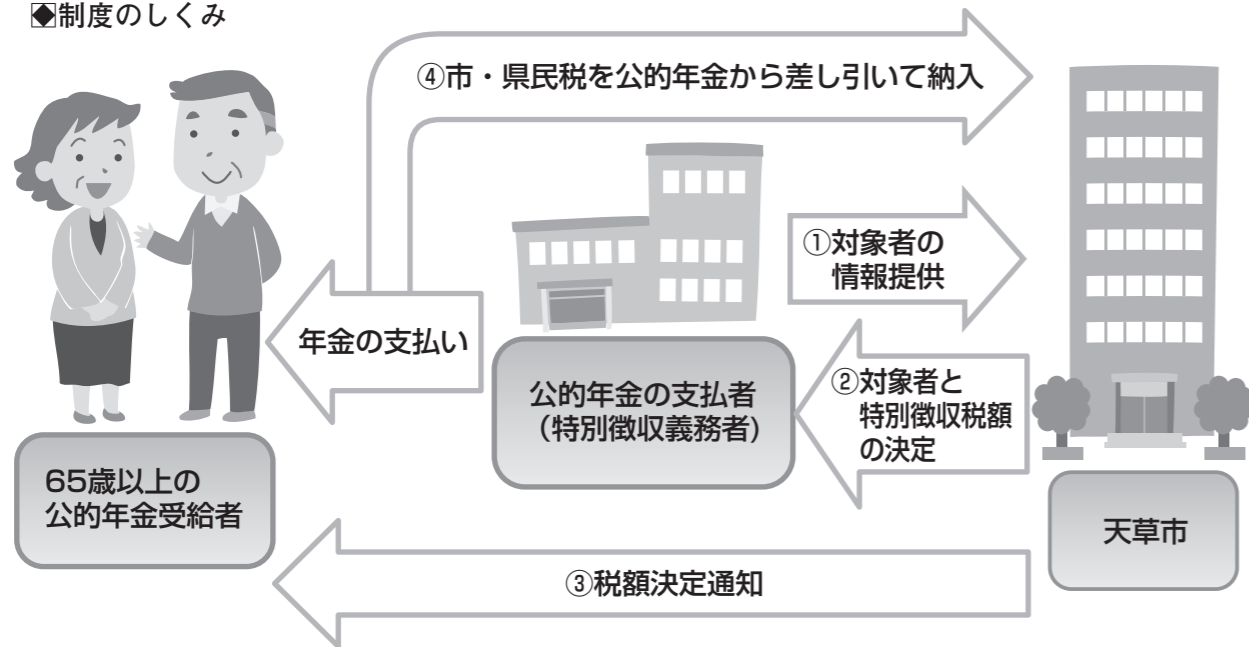
徴収は年に6回の公的年金の支払いのときに行われ、4・6・8月はその年の2月に徴収した額と同額（仮徴収税額）を、10・12・翌年2月にはその年度の市・県

民税額から4～8月に徴収した額を差し引いた残りの税額（本徴収税額）の3分の1ずつを、徴収します。

4・6・8月に徴収した額が年税額を上回った場合は、その差額は還付（払い戻すこと）となります。

なお、新たに対象になる人は、年度の前半（6～9月）にその年度の市・県民税の2分の1に相当する額を普通徴収し、年度の後半（10～翌年2月）は残りの税額が特別徴収となります。

◆制度のしくみ



【問い合わせ先】本庁・課税課 ☎231111

11月11日(火)から 同17日(月)まで

税金は、私たち国民が豊かで安心した暮らしができるように、国や地方公共団体が活動するための大切な財源です。

11月11日から同17日までは、『税を考える週間』です。税のしくみや目的などを皆さんに正しく理解していただくために設けられています。

そこで今号では、「税のゆくえ」「市・県民税の公的年金からの特別徴収制度」「固定資産税」などについてお知らせします。

税を 考える週間

税のゆくえ ～社会にいきる税～

国や地方公共団体は、私たち国民が豊かで安定した生活ができるように、いろいろな活動を行っています。

私たちが納めた税金は、教育や警察・消防、ごみの処理、医療など、私たちの身近なところで使われています。

このほか、社会福祉の充実、住宅や道路の整備などの活動にもいかされています。

このように、税金は私たちにとって共同生活を維持するいわば「会費」であり、正しい申告と納税によって支えられています。

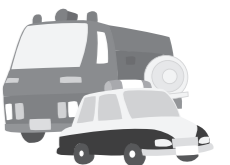
全国の公立学校の児童・生徒1人当たりの年間教育額（平成23年度）

小学生 85万円
中学生 98万5,000円
高校生 99万7,000円



私たちの生活や安全を守るための警察・消防費（平成23年度）

5兆558億円
国民1人当たり約3万9,561円



市町村のごみ処理費用（平成23年度）

2兆938億円

国民1人当たり約1万6,384円



国民医療費の公費負担額（平成23年度）

14兆8,079億円

国民1人当たり約11万5,869円



※詳細は、(公社)天草法人会事務局 ☎244339へお尋ねください。

▼講師Ⅱ野田剛生氏（天草税務署長）。

▼演題Ⅱ「税金と税務署の仕事」。

▼ところⅡ天草信用金庫本店・5階ホール。

▼ときⅡ11月15日(土)午前10時～正午。

▼とぎⅡ11月15日(土)午前10時～正午。

▼とぎⅡ11月15日(土)午前10時～正午。

▼とぎⅡ11月15日(土)午前10時～正午。

▼とぎⅡ11月15日(土)午前10時～正午。

▼とぎⅡ11月15日(土)午前10時～正午。

▼とぎⅡ11月15日(土)午前10時～正午。

▼とぎⅡ11月15日(土)午前10時～正午。

▼とぎⅡ11月15日(土)午前10時～正午。

▼とぎⅡ11月15日(土)午前10時～正午。

▼とぎⅡ11月15日(土)午前10時～正午。

▼とぎⅡ11月15日(土)午前10時～正午。

▼とぎⅡ11月15日(土)午前10時～正午。

▼とぎⅡ11月15日(土)午前10時～正午。

▼とぎⅡ11月15日(土)午前10時～正午。

▼とぎⅡ11月15日(土)午前10時～正午。

▼とぎⅡ11月15日(土)午前10時～正午。

▼とぎⅡ11月15日(土)午前10時～正午。

▼とぎⅡ11月15日(土)午前10時～正午。

▼とぎⅡ11月15日(土)午前10時～正午。

▼とぎⅡ11月15日(土)午前10時～正午。

▼とぎⅡ11月15日(土)午前10時～正午。

▼とぎⅡ11月15日(土)午前10時～正午。

▼とぎⅡ11月15日(土)午前10時～正午。

▼とぎⅡ11月15日(土)午前10時～正午。

▼とぎⅡ11月15日(土)午前10時～正午。

▼とぎⅡ11月15日(土)午前10時～正午。

▼とぎⅡ11月15日(土)午前10時～正午。

▼とぎⅡ11月15日(土)午前10時～正午。

▼とぎⅡ11月15日(土)午前10時～正午。

税情報

法人市民税

法人税割の税率改正

地方税法などの改正に伴い、法人市民税の法人税割の税率を次のとおり改正します。平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用になります。

▼改正後：12・1%（改正前は14・7%）

なお、法人県民税と合わせた税率引き下げ分に相当する地方法人税（国税）の創設により、法人の税負担は基本的に変わりません。

※中間申告の特例

この税率の改正に伴い、平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告額について、法人税割は「前事業年度の法人税割額×4・7÷前事業年度の月数」（通常は「6÷前事業年度の月数」とする経過措置が講じられます。

※詳細は、本庁・課税課 ☎231111へ。

「税を考える週間」 税に関する作品表彰・講演会

天草地区税務協力団体長連絡協議会では、「税を考える週間」にあわせて、中学・高校生から募集した税に関する作文と習字の入賞者の表彰・発表、納税表彰式を実施します。その後、野田剛生・天草税務署長を講師に招いて講演会を行います。入場は無料です。ぜひ、ご来場ください。